

先端設備等導入計画のご案内

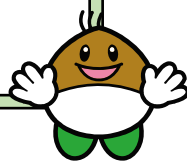
中小企業の設備投資を支援します！

栗東市が定める「導入促進基本計画」に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し、市から認定を受けることで、以下の特例措置等を受けることができます。

※令和7年度税制改正に伴い、固定資産税特例の適用要件が改正されました。

- 雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ表明
新規取得する償却資産に係る**固定資産税が3年間1／2**
- 雇用者給与等支給額を3.0%以上とする賃上げ表明
新規取得する償却資産に係る**固定資産税が5年間1／4**
- 「別枠融資」など信用保証機関による必要な資金繰りの支援

※融資・保証の審査は市の認定とは別に行うため、先端設備等導入計画の認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。



■先端設備等導入計画とは

中小企業者が労働生産性を向上させることを目的として導入する先端設備等を定めた計画

■認定対象となる計画要件等

要件	内容
対象者	・ 中小企業等経営強化法第2条第1項に定められる中小企業者 ・ 栗東市内に本社又は事業所等を有する者
計画期間	3年間、4年間、5年間のいずれか
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で 労働生産性が年平均3%以上向上 すること 労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量 労働投入量：労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間 ※労働者数は計画内において減少させないこと
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備で、 令和9年3月31日までに取得 した設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア ※事業用家屋、構築物は対象外です。

※固定資産税の特例要件は上記と異なりますのでご注意ください（詳しくは裏面）。

■先端設備等導入計画の認定スキーム



※先端設備等の取得は、必ず④の導入計画認定後に行ってください。

■固定資産税の特例を受ける場合

以下の一定要件を満たした場合、固定資産税の特例を受けることができます。

要件	内容
対象者	資本金 1 億円以下、従業員数 1,000 人以下の中小企業者等 (大企業の子会社等を除く)
対象設備	雇用者給与等支給額を 1.5%以上、又は 3%以上増加させる賃上げ方針に従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、投資利益率が年平均 5 %以上の投資計画に記載された下記設備。ただし、中古資産を除く。 投資利益率 = (営業利益 + 原価償却費(※1))の増加額(※2) / 設備投資額(※3) ※1 会計上の減価償却費 ※2 設備の取得等をする翌年度以降 3 年度の平均額 ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額 機械装置(1 6 0 万円以上)、測定工具及び検査工具(3 0 万円以上)、器具備品(3 0 万円以上)、建物附属設備(※5)(6 0 万円以上) ※4 () 内は最低取得価格 ※5 家屋と一体となって効用を果たすものを除く
特例措置	① 1.5%以上の賃上げ表明されたもの ⇒ 3 年間、課税標準を 1 / 2 に軽減 ② 3.0%以上の賃上げ表明されたもの ⇒ 5 年間、課税標準を 1 / 4 に軽減 ※令和 9 年 3 月 31 日までに取得した設備

■申請書類

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書(導入計画含む)
- ②先端設備等導入計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関による)
- ③市民税の納税証明書(原本、発行後 1 カ月以内のもの)
- ④履歴事項全部証明書等(写し可、資本金の金額及び代表者・市内事業所のわかるもの)
- ⑤労働生産性計算式がわかる書類(任意様式) ⑥リース契約見積書(リース契約の場合のみ)

(固定資産税の特例を受ける場合、以下の書類も必要です。)

- ⑦投資計画に関する確認書(認定経営革新等支援機関による)
- ⑧従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げ表明する場合のみ)
- ⑨固定資産税軽減額計算書(リース契約の場合のみ、リース協会等の押印必要)

※各様式は中小企業庁ホームページから最新版をダウンロードしてください。

郵送で申請する場合は、上記に加え返信用封筒を同封の上、下記まで送付ください(申請者負担)。

※認定後は、固定資産税の課税標準の特例に関する申告書を本市税務課へご提出ください。

様式は本市税務課ホームページからダウンロード又は窓口にてお渡しいたします。

■その他注意事項

- ・公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる導入計画は、認定しません。
- ・栗東市が行う導入促進基本計画の進捗管理を目的とした調査等を実施する場合は、これに協力すること。

【問合せ・申請先】

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 1 3 - 3 3

栗東市 環境経済部 商工観光労政課 商工・地域経済振興係

TEL : 077-551-0236 (直通) FAX : 077-551-0148 MAIL: shoukan@city.ritto.lg.jp